

部長及び参事官

殿

所 属 長

警 務 発 第 3 8 2 号

平成28年 3 月 28 日

30年保存（口訓）

本 部 長

【沿革】 令和2年3月13日警務発第129号改正、令和4年3月29日警務発第171号

高知県警察「警察改革」関係施策推進検討委員会設置要綱の制定について（通達甲）

警察改革の原点に思いを致すとともに、県民の期待と信頼に応える強く優しい警察を確立するため、「県民のために良い仕事をする高知県警察推進委員会設置要綱の制定について（例規）」（平成25年10月11日警務発第345号）に基づき、各種施策を着実に実施しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、警察改革関係施策の推進に関し別添のとおり「高知県警察「警察改革」関係施策推進検討委員会設置要綱」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

高知県警察「警察改革」関係施策推進検討委員会設置要綱

第1 設置

「警察改革の精神」を全ての職員が将来にわたり受け継ぎ、関係施策の推進により県民の期待と信頼に応える強く優しい警察を確立するため、県本部に高知県警察「警察改革」関係施策推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 本部長

副委員長 警務部長

委員 生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、首席監察官、総務参事官、地域参事官及び警察学校長

第3 委員会の任務

委員会は、「警察改革」関係施策の推進その他必要な事項について検討するものとする。

第4 委員会の運営

- 1 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその事務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

第5 幹事会

- 1 委員会における検討事項等について、具体的計画案の策定及び調査研究を行うため、委員会の下に高知県警察「警察改革」関係施策推進検討幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長 警務課長

幹事 警務管理官及び各部の庶務担当課課次長（次長が二人の所属は、次長（第一）の職にある者とする。）その他幹事長が指定する職員

第6 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、県本部警務課が行う。

第7 公安委員会への報告

委員長は、委員会で協議検討した結果を、公安委員会へ報告するものとする。